

令和 6・7 年度（2024・2025 年度）

入札参加資格審査申請要領（建設工事：追加）

宝 塚 市

宝塚市又は宝塚市上下水道局並びに宝塚市立病院が発注する建設工事に係る入札及び随意契約に参加するため、資格審査を受けようとする方は、下記要領により申請書類を提出してください。なお、本年度より審査結果の公表について一部変更しているため、「10 審査完了の公表・通知について」をよく確認してください。

記

- 1 参加資格 申請日現在において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 の規定による経営に関する事項の審査を受けており、かつ社会保険等に参加している者で、「9. 注意事項」に記載する全ての内容について承諾できる者であること。
 - ① 令和 6・7 年度入札参加資格者名簿（建設工事）に未登録の者
 - ② 令和 6・7 年度入札参加資格者名簿（建設工事）に登録済みであり、かつ宝塚市内に本社（本店）を置く者で、希望工種（第 5 希望まで）の追加・変更を希望する者
- 2 申請期間 令和 7 年(2025 年)11 月 4 日(火)～令和 7 年(2025 年)11 月 18 日(火)
消印有効
※ 期間終了後の申請は、理由の如何にかかわらず受付しません。
- 3 申請方法 原則として電子申請及び別送書類の郵送とする。
(インターネットが利用できない等の場合には、書類のみの申請でも可とする。ただしこの場合でも、書類の受付は郵送のみとする。)
- 4 申請窓口 〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町 1-1
(郵送先) 宝塚市役所 総務部 契約課
TEL 0797-77-2008 (ダイヤルイン) fax 0797-72-1419
TEL 0797-71-1141 (代表)
メールアドレス：m-takarazuka0016@city.takarazuka.lg.jp
- 5 参加資格の有効期間 令和 8 年(2026 年)2 月 1 日
～ 令和 8 年(2026 年)6 月 30 日(5 カ月間)

- 6 申請書類 別表「申請書類一覧表」のとおり
- ※ 申請書到着日を持って仮受付を行います。申請書類に不備等がある場合はこちらから連絡もしくは「不足書類指示書」を送付します。「不足書類指示書」を送付した際は、書類を別に指定する日までに提出してください。提出がない場合は参加資格者名簿に登録されません。
- ※ 証明書類の証明日は、令和7年(2025年)8月1日以降であれば有効(申請書類提出日までに内容に変更がないものに限る。)としますが、なるべく新しいものを提出してください。ただし、宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)は、令和7年(2025年)10月3日以降のもののみ有効とします。
- ※ 宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の納税証明書(未納の税額がないことの証明書)は、市役所市税収納課へ申請してください。申請日から遡って1カ月以内に納付された場合は、その領収書を持参の上申請してください。
- ※ 個人事業主の方で、財務諸表を所得税確定申告書により提出される方は、必ずマイナンバーが見えない状態(黒塗りなど)にした上で写しを作成して下さい。
- 7 提出部数 1部
- ※ 契約課へ申請書類を提出された方は、市上下水道局及び市立病院へ別途申請書類を提出する必要はありません。
- 8 書類のとり方 申請書類は、必ず別表「申請書類一覧表」の番号順に揃えてください。本市のファイルを用いてとじますので、申請者は、申請書類を綴りひもやホッチキス等でとじないでください。クリップ、透明フォルダ等を使用してください。
- 9 注意事項
- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、入札及び随意契約の参加資格を認めません。
- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年間を経過しない者
 - ③ 前号に該当する者を、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (2) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(以下「暴力団排除条例」という。)第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)第5条に基づき、必要がある場合には、申請者が暴力団等に関係するかどうかを警察署長に照会します。

なお、警察署長からの回答により、申請者が暴力団等に関係すると認められる場合には、入札及び随意契約への参加資格を認めません。

- (3) 暴力団排除条例第 7 条及び暴力団排除要綱第 3 条第 1 号の規定に基づき、本市は申請者に対して要領別紙の誓約書の内容について全て同意するよう求め、申請者は誓約書の内容に全て同意のうえ、申請を行ったものとみなします。従って、同意できない者は申請書を提出することができません。
- (4) 入札参加資格者名簿に登載した者は、本市と契約を締結する際は必ず、契約案件ごとに上記の誓約書を提出すること。本市は誓約書が提出できない者を契約の相手方とはしません。
- (5) 納税証明書については、国税、宝塚市税とも指定様式の提出がない場合は、参加資格を認めません。ただし、災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は除きますが、その場合は納付特例を受けていることがわかる書類をご提出ください。
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入していない者は、参加資格を認めません。（ただし、健康保険については健康保険法第 4 8 条の規定による届出の義務、厚生年金保険については厚生年金保険法第 2 7 条の規定による届出の義務、又は、雇用保険については雇用保険法第 7 条の規定による届出の義務がない者を除く。）

※ 確認方法（社会保険等の加入状況）

社会保険等への加入状況については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経審結果通知書」という。）の「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっている場合に申請を受け付けます。

直近の経営事項審査を受けた後に社会保険等に参加した場合等、経審結果通知書で該当欄が「有」又は「除外」に該当することが確認できない方は、それぞれの事実を証明する以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び「雇用保険」労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

・適用除外誓約書（別記様式）…本市のホームページからダウンロードできます。）

- (7) 申請書類の記載にあたり、虚偽の事項を記入した場合又は必要な事項が脱落している場合は、受付できませんので、注意してください。
- (8) 参加資格を認めた後において、申請書類の記載にあたり虚偽の事項を記入したことが発覚した時には、参加資格を取り消し、有資格者名簿から抹消します。
- (9) 申請書類の提出後に、その内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに「変更届」（任意の様式可、業者番号記入のこと）を持参又は郵送にて契約課へ届け出てください。
- (10) 事務所、役員又は使用人等が本市指名停止基準に挙げた事象に該当したときは、ただちに届け出てください。

- 10 経営規模等
評価結果通知
書・総合評定
値通知書
- 申請日現在において、最新かつ有効な通知書の写しを提出してください。
公共工事を受注するにあたっては、有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を提出する必要があります、その有効期限は審査基準日から1年7ヶ月となっていますので、登録期間中に有効期限が切れる場合は、必ず新しい通知書の写しを契約課へ提出してください。なお、提出されない場合には競争入札等に参加することはできません。

また、有効期間内に複数の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を受けている場合は、直近のものを提出してください。

なお、社会保険等の加入状況に1つでも「無」があるときは参加資格を認めませんが、入札参加登録申請受付期間内に「有」又は「除外」に該当している事実が証明できる書類（9 注意事項（6）※確認方法に記載しているもの）の提出ができる場合に限り申請受付を可とします。

- 11 審査完了の公表・通知について
- 審査の結果、申請書類に不備がなければ、インターネット上で公表いたします。（URLは市ホームページID番号：1059725で確認ください。）

確認の際は、業者番号（6から始まる10桁の番号）及び到達番号（電子申請送信後に表示される番号）を手元に用意し、閲覧ください。

電子申請された方に書面での通知はいたしませんので、返信用封筒は不要です。ご注意ください。

書類のみで申請された場合は、提出いただく返信用封筒で「令和6・7年度(2024・2025年度)入札参加資格認定についての通知」を送付いたします。

公表及び書面での通知は、令和8年(2026年)1月下旬の予定です。

なお、過去に登録されたことがある方は電子入札用IDとパスワードは変わりません。

- 12 宝塚市が実施する建設工事の入札参加資格に係る主観数値加算認定の通知について 審査の結果、令和8年(2026年)2月1日以降に市のホームページ上で公開いたします。
- 13 参加資格者名簿の公開 参加資格者名簿は、令和8年(2026年)2月1日以降に契約課窓口及び市のホームページ上にて公開いたします。
◆宝塚市ホームページ <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>
なお、公開する建設工事の種類は希望第1順位の1業種のみとし、業者番号、商号、住所、及び電話番号と併せて掲載します。

誓 約 書

私は、宝塚市が「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」（以下「暴力団排除条例」という。）及び「宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱」（以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、第2号の暴力団員、第3号の暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）に該当しません。
- 2 暴力団排除要綱第5条により兵庫県宝塚警察署長（以下「署長」という。）へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿を提出します。
- 3 暴力団等に該当する者を下請負人（一次及び二次下請負人以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他本工事請負契約等の履行に関連する契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としません。

また、署長への照会の結果又は署長からの通報により、下請負人等が暴力団等に該当することが明らかになった場合には、受注者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。

もし、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 4 当該契約に関して受注者として下請人等と契約を締結した際、下請負人等に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め（一次下請負人が二次下請負人と契約を締結した際は、二次下請負人に対し宝塚市長あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。）、受注者の責任において貴市に対して当該誓約書を提出します。

また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が署長への照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提出します。

- 5 当該契約の履行に伴い、暴力団等から暴力団排除要綱第10条第1項に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

また、下請負人等に対し、暴力団等から不当介入を受けたときは、受注者を通じて貴市に報告するとともに、警察に届け出て、捜査上必要な協力をを行うよう指導します。

- 6 暴力団等に該当することが明らかになった場合、署長からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

年 月 日

宝塚市長様

入札参加資格の申請に際しては、申請書類の提出をもって上記誓約書の内容に同意したものとみなします。

この誓約書は、今回の申請に際して提出の必要はありませんが、契約の際には案件ごとに提出して頂くことを条件としますので、内容をよく確認の上、申請してください。

(別表) 申請書類一覧表

(※…No. 2 及び No. 4 については押印必須)

No	申請書類	内 容	交付場所等	法人	個人
1	入札参加資格 審査申請書 (建設工事)	様式 1 電子申請の場合は、システムに入力、送信時にプリントアウトしたものを添付すること。	別添書類使用	○	○
2	委任状	様式 2 代表権のない者に権限を委任する場合のみ提出してください。委任しない場合は不要です。	別添書類使用	△	△
3	受任者の支店、営業所等が建設業法上の許可を受けていることがわかる書類	上記様式 2「委任状」を提出される方のみ提出してください。委任しない場合は不要です。 <u>当該受任者の支店、営業所等が取引を希望する建設業法上の許可を受けていることが分かる書類（受付印のある建設業許可申請書の写し）を添付してください。</u> ※ 別紙見本 P1～2 の写しを添付すること。	国・都道府県等	△	△
4	使用印鑑届	様式 4	別添書類使用	○	○
5	印鑑証明書	※写し可	法人…法務局 個人…住所地の市区町村	○	○
6	代表者身分証明書	「禁治産又は準禁治産の宣告」及び「後見の登記」並びに「破産宣告」の通知を受けていない証明書（住民票ではありません。） ※写し可	本籍地の市区町村	×	○
7	商業登記の謄本	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※写し可	法務局	○	×
8	納税証明書 ※欄外の注意 (4) もご覧下さい	(A) 国税 法人税及び消費税 …納税証明様式 (その 3 の 3) ※写し可	税務署	○	×
		所得税及び消費税 …納税証明様式 (その 3 の 2) ※写し可	税務署	×	○
		(B) 宝塚市税 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税…未納の税額がないことの証明書 ※宝塚市に納税している方のみ提出してください。 ※写し可	宝塚市役所 市税収納課	△	△
9	建設業許可通知書	申請日現在において、有効であるものの写し	国・都道府県等	○	○

(次頁へ続く)

No	申請書類	内 容	交付場所等	法人	個人
10	監理・主任技術者名簿	宝塚市内に本社(本店)を有する業者においては、資格等の写しもあわせて添付すること。(別紙見本 P3 の写しを添付すること) ※申請者が既に作成している技術者名簿での代用は不可とします。必ずこの様式を使用してください。	別添書類使用	○	○
11	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (A4 サイズ)	申請日現在において、最新かつ有効な通知書の写し(新様式・旧様式どちらでも可) <u>社会保険等(「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」)欄がいずれも「有」又は「除外」となっている場合にのみ申請を受け付けます。</u> <u>※「有」となっていることが確認できない場合で、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知日後に社会保険等に参加している場合…それを証明する領収証書等を添付すること</u> <u>※「除外」となっていることが確認できない場合…適用除外誓約書(様式6)を添付すること。</u>	国・都道府県等	○	○
12	宝塚市が実施する建設工事の入札参加資格に係る主観数値加算認定申請書	宝塚市内に本社(本店)を有する業者の様式 7 み提出してください。 ※必要書類は別添のとおり。	別添書類使用	△	△
13	I S O 認定書	取得者のみ写しを提出してください。(認証期間と登録サイトがわかるもの)	各マネジメントシステム審査登録機関	△	△
14	返信用封筒	<u>書面申請の方のみ提出してください。</u> 入札参加資格認定通知の返信用封筒 (規格:長型3号 110円切手を貼付すること)	申請者作成	△	△

(注意)

- (1) ○…提出が必要 △…該当する方のみ提出 ×…提出不要
- (2) No.5・6・7・8(A)(B)・9・11・13は複写機による鮮明な写しをもって代用することができます。
- (3) 証明書類の証明日は令和7年(2025年)8月1日以降であれば有効(申請書類提出までの間に内容に変更がないものに限る。)としますが、なるべく新しいものを提出してください。ただし、No.8(B)については、令和7年(2025年)10月3日以降のもののみ有効とします。
- (4) No.8について、(A)国税(法人税、所得税及び消費税)の証明書は納税証明書(その3の2又は3)とし、(B)宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は納税証明書(未納の税額がないことの証明書)とします。No.8(B)宝塚市税について、申請日から遡って1カ月以内に納付した場合、その領収書も提出してください。また、非課税で納税証明書がないときは非課税証明書を、法人設立等で納税証明書がないときは、その旨の申立書(様式任意)を提出してください。ただし、災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は除きますが、その場合は納付特例を受けていることがわかる書類をご提出ください。
- (5) 本申請に不要な書類等が送付された場合は処分しますので、送付前に十分ご確認ください。

入札参加資格審査申請書（建設工事）

私は、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱に基づく誓約書の内容に同意した上で、宝塚市が行う建設工事に係る入札及び随意契約に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日
宝塚市長 様

申請区分	☐ 新規 ☐ 継続	前回業者番号	
------	---	--------	--

※過去に登録のある場合は、「継続」を選択し、前回の業者番号を記入してください。

申請者（本社）	フリガナ		フリガナ	
	商号又は名称		代表者職氏名	
	所在地	〒	電話番号	
			FAX番号	
メールアドレス				
受任者	フリガナ		フリガナ	
	商号又は名称		受任者職氏名	
	所在地	〒	電話番号	
			FAX番号	
メールアドレス				
連絡先	担当者氏名		電話番号	

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の内容					許可番号	許可()-第 号	
					審査基準日	年 月 日	
自己資本額(千円)		営業年数	年平均完成 工事高合計(千円)		資本金(千円)		
1級技術者数(人)	基幹技術者数(人)	2級技術者数(人)	その他技術者数(人)	建設業退職金共済事業加入	社会保険等加入		
				☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無 ☐ 除外		
経審対象建設工事の種類の内 希望5業種(番号・業種は裏面参照のこと)							
希望順位	許可区分	番号	業種	年平均完成工事高(千円)	総合評定値(P)	ISOの取得状況	
1	☐ 般 ☐ 特					☐ 9000s ☐ 14000s	
2	☐ 般 ☐ 特						
3	☐ 般 ☐ 特					宝塚市税	
4	☐ 般 ☐ 特					☒ 有 ☐ 無	
5	☐ 般 ☐ 特						

宝塚市との契約実績高(千円)		
許可業種	令和5年度	令和6年度
工事		
工事		

得意とする工事内容及び会社の特色等を必ず記入してください。

建設工事の種類	
番号	業種
01	土木
02	建築
03	大工
04	左官
05	トビ
06	石工
07	屋根
08	電気
09	管
10	タイ
11	鋼構
12	鉄筋
13	舗装
14	浚渫
15	板金
16	ガラ
17	塗装
18	防水
19	内装
20	機械
21	熱絶
22	通信
23	造園
24	サク
25	建具
26	水道
27	消防
28	清掃
29	解体

ISO（国際標準化機構）の取得状況欄についての注意事項

本社・支店・営業所等を問わず、ISO（国際標準化機構）の認証を受けている場合は、該当する項目を選択したうえ、当該認定を確認できる登録証の写しをすべて添付してください。

委任状

年 月 日

宝塚市長様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名



印鑑登録印
(実印)

私は、下記の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する一切の権限を委任します。

記

1 委任事項

- 見積又は入札すること。
- 契約を締結すること。
- 入札保証金及び契約保証金を納付し、還付請求し、受領すること。
- 契約代金を請求すること。
- 契約代金を受領すること。
- 復代理人を選任すること。

2 委任期間

令和8年(2026年) 2月 1日から

令和8年(2026年) 6月 30日まで

※ (様式4「使用印鑑届」の3「使用印」欄と
同一印を押印すること)

3 受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号 () ー



注意

- 委任事項を限定するとき(例えば、委任者自身が契約代金を受領するときなど)は、委任しない事項を横線で抹消のうえ訂正印を押してください。
- 委任事項を追加するときは、余白に追加した行数を記載し押印してください。
- 工事登録の場合は、当該受任者の支店、営業所等が建設業法上の許可を受けていることが分かる書類(受付印のある建設業許可申請書の写し)を添付してください。(別紙見本P1、P2どちらも必要です。)

この面は白紙です

(様式 3)

宝塚市内における支店、営業所の調査票

※宝塚市内に支店、営業所が所在し、その支店、営業所に契約締結等の権限を委任される方のみ作成してください。

〔※ 支店、営業所とは、建設業法上の許可を受け、現に人員を配置し、電話、机等什器備品を備え、事業活動を行っている事務所を言い、事務連絡のために置かれる事務所、作業所、資材置場等は除く。〕

支店、営業所の名称		支店、営業所の 代表者・職・氏名		所 在 地	
				宝塚市	
従事者数(事務)	従事者数(技術)	電 話		F A X	
人	人				

宝塚市内における支店、営業所の所在地図

裏面に支店、営業所と判断できる事務所の外部写真と内部写真を貼付してください。

※ 当該調査票の提出にあたっては、受付印のある建設業許可申請書の写し(別紙見本 P1～3)を必ず添付してください。

事務所外部写真

事務所内部写真

使用印鑑届

年 月 日

宝 塚 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



印鑑登録印
(実印)

私は、下記の印鑑を、貴市との間における下記事項に対して使用したいのでお届けします。

記

1 使用事項

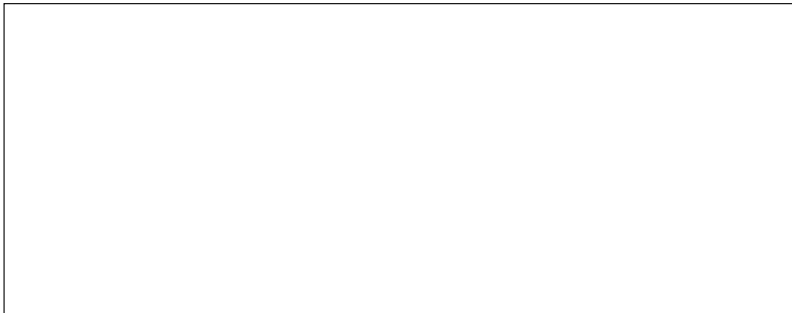
- 1 契約を締結すること。(※書面の契約書(変更契約書含む。)請書は押印必須)
- 1 見積又は入札すること。(※紙入札の際の入札書及び委任状は押印必須)
- 1 入札保証金及び契約保証金を納付し、還付請求し、受領すること。
- 1 契約代金を請求すること。
- 1 契約代金を受領すること。

2 使用期間

令和8年(2026年) 2月 1日から
令和8年(2026年) 6月 30日まで

3 使用印

(契約行為に使用する印)



注意

- 1 使用事項を限定するときは、使用しない事項を横線で抹消のうえ、訂正印を押してください。ただし、この場合、上記の「使用事項」に記載する項目については、印鑑ごとに同じ様式の使用印鑑届を作成してください。
- 2 使用事項を追加するときは、余白に追加した行数を記載し押印してください。
- 3 いわゆる角印、丸印の両方を用いるか、一方のみを用いるかは申請者で判断してください。

この面は白紙です

監理・主任技術者名簿

(様式5)

氏名		保有する国家資格 〔裏面記載のコード 番号を記入する。〕	監理技術者資格者証交付番号 〔資格者証の交付を受けている方 は、その交付番号を記入する。〕	備考 (営業所等の専任技術者については「専任技術者」と備考欄に記載 ください。)		
姓	名					

上記の者は当社の社員であり、記載した事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

申請者

建設業許可番号
大臣（般
知事（特

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

）第 号

記載要領等

- 1 太線の枠内を記載してください。
- 2 この名簿に記載する技術者は、申請者の社員のうち、兵庫県内の公共工事に従事することが可能な技術者を（最大で 30 人位）記載してください。15 名以上の在職者があるときは、この用紙をコピーのうえ記入してください。なお、この場合は、申請者欄はそれぞれに記入してください。
- 3 監理技術者資格者証交付番号欄は、(財)建設業技術者センター発行の監理技術者資格者証の交付番号を記入してください。その際は、監理技術者資格者証の交付を受けている方のみ記入してください。(ただし、宝塚市内に本社（本店）を有する業者においては、その写し（裏書含む）を添付してください。)
- 4 保有する国家資格欄は、次のコード番号により記入してください。(ただし、宝塚市内に本社（本店）を有する業者においては、下記の国家資格等を有する技術者の技術検定合格証明等をそれぞれ添付してください。) また、建設業法に規定する営業所における専任技術者を確認できる資料を添付してください。

1	一級土木施工管理技士	11	二級管工事施工管理技士	21	技術士（電気）
2	一級建築施工管理技士	12	二級造園施工管理技士	22	技術士（機械）
3	一級建築士	13	二級電気工事施工管理技士	23	技術士（水道）
4	一級管工事施工管理技士	14	二級建設機械施工技士	24	技術士（林業）
5	一級造園施工管理技士	15	国土交通大臣認定者（土木）	25	技術士（衛生工学）
6	一級電気工事施工管理技士	16	国土交通大臣認定者（建築）	26	一級技師補
7	一級建設機械施工技士	17	国土交通大臣認定者（舗装）	27	二級技師補
8	二級土木施工管理技士	18	国土交通大臣認定者（鋼構造）	28	その他、建設業法、建築士法、技術士法、
9	二級建築施工管理技士	19	技術士（建設）		電気工事士法、電気事業法、消防法、職
10	二級建築士	20	技術士（農業）		業能力開発促進法等に規定する資格（実
					務経験のみは、空欄とする）

- 5 申請者は必ずこの（様式 5）を使用してください。既に作成している技術者名簿での代用は不可とします。
- 6 宝塚市内に本社（本店）を有する業者については、建設業法に規定する営業所における専任技術者を確認できる資料を添付してください。（別紙見本 P3）

年 月 日

宝 塚 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

適用除外誓約書

今回の宝塚市入札参加資格審査申請（工事）にあたり、当社は、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、及び雇用保険法第7条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、下記の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 健康保険及び厚生年金保険について （該当する□欄にチェックしてください。）

☐ 従業員5人未満の個人事業所であるため。

☐ 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

☐ その他（下記の枠内に理由を具体的にご記入ください。）

（例）令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

2. 雇用保険について （該当する□欄にチェックしてください。）

☐ 役員のための法人であるため。

☐ 使用する労働者の全てが65歳に達した以後において新たに雇用した者であるため。

☐ その他（下記の枠内に理由を具体的にご記入ください。）

（例）令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(様式 7)

年 月 日

宝塚市が実施する建設工事の入札参加資格に係る主観数値加算認定申請書

宝 塚 市 長 あて

宝塚市公営企業管理者 あて

申請者

住 所

名 称

代表者

次の項目について、必要書類を添付のうえ主観数値の加算を申請します。

1 申請する項目

項目		点数	申請項目	備考
1	I S O 9001 認証取得	1 0 点		
2	I S O 14001 認証取得、又は、エコアクション 21 認証取得	1 0 点		
3	障害者雇用（報告義務達成、又は、報告義務なし&1人以上雇用）	1 0 点		
4	市と災害に関する協定を締結	1 0 点		
5	県と災害に関する協定を締結（No4 と重複加算はなし）	5 点		No. 4 との重複 加算はしない
6	過去 2 年間に於いて、水防等活動業務に関する協定等に基づく要請を受け出動した場合（前の業者登録期間の出動回数×10 点で最大 30 点まで）	最大 3 0 点		
7	若年技術職員の人数が技術職員人数の 15%以上	5 点		
8	1 年以内に新たに技術職員となった若年技術職員が 1 %以上	5 点		

9	その他・地域貢献（各 2.5 点で最大 18 点まで(端数は切り上げ)）	2. 5 ～ 2 0 点		
	① 市の総合防災訓練参加事業者	2. 5 点		
	② 消防サポート隊協力事業所又は消防団員を雇用している事業者	2. 5 点		
	③ 「環境都市宝塚推進市民会議」に加入している事業者	2. 5 点		
	④ 市の環境教育や市の環境学習イベント等への参画した事業者	2. 5 点		
	⑤ 兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結事業者	2. 5 点		
	⑥ 兵庫県子育て応援協定締結事業者	2. 5 点		
	⑦ 神戸保護観察所に協力雇用主として登録	2. 5 点		
	⑧ 神戸保護観察所に協力雇用主として登録したうえで、3 か月以上雇用	2. 5 点		
10	過去 2 年間に於いて 6 月以上の指名停止を受けた場合	－10 点		

2 提出に当たっての注意事項

- (1) 主観数値の加算申請ができる方は、建設工事の登録業者で、宝塚市内に本社・本店を置く方に限ります。
- (2) 申請する内容の申請項目欄に○印を付けてください。
- (3) 「9⑦協力雇用主としての登録」又は「9⑧保護観察対象者等を雇用」については、「様式第 2 号 協力雇用主の登録に関する証明書」又は「様式第 3 号 保護観察対象者等雇用に関する証明書」を作成の上、神戸保護観察所で証明書を発行してもらってください。
- (4) (3) 以外の申請においては、入札参加資格申請用の添付書類にて確認します。
- (5) 主観数値の加算期間は、入札参加資格の有効期間となります。入札参加資格を更新する際は、主観数値の加算についても改めて申請してください。

別表第 1（第 2 条の 2 関係）

1 ISO9001 認証取得	
点数	10 点
要件	建設工事入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所が、JIS Q9001（ISO9001）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。
提出書類	必要（入札参加資格申請において提出されていればよい。）
確認方法	登録を希望する営業所等が記載された、要件に定める認証機関から交付された認証又は登録証の写し（附属書等を含む。）を市に提出する。
関係する連絡先	—
2 ISO14001 認証取得	
点数	10 点
要件	建設工事入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所が、JIS Q14001（ISO14001）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。
提出書類	必要（入札参加資格申請において提出されていればよい。）
確認方法	登録を希望する営業所等が記載された、要件に定める認証機関から交付された認証又は登録証の写し（附属書等を含む。）を市に提出する。
関係する連絡先	—
3 障害者雇用	
点数	10 点
要件	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 7 項の規定により身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「対象障害者」という。）の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者が、建設工事入札参加資格審査申請要領に定める時点において、対象障害者である労働者（以下「障害者」という。）の雇用義務を達成し、又は報告義務を有しない者が、建設工事入札参加資格審査等申請時に、障害者を雇用していること。 注）「法定雇用障害者数」は、障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 1 項に定めるところによる。

提出書類	必要（入札参加資格申請において提出されていればよい。）
確認方法 次のいずれかの方法により確認する。 1 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項の規定により対象障害者の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者は、公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）の写しを市に提出する。 2 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項の規定による対象障害者の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有しない者は、建設工事入札参加資格審査申請書に障害者の雇用人数を記載すること。	
関係する連絡先	－
4 市と災害に関する協定を締結	
点数	10 点
要件 市と災害に関する協定を締結している団体の構成員であること。	
提出書類	必要（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。）
確認方法 提出のあった書類により確認	
関係する連絡先	－
5 県と災害に関する協定を締結（No. 4 との重複は無し）	
点数	5 点
要件 県と「災害時における応急対策業務に関する協定」、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」又は「災害時における機能復旧対策業務応援に関する協定」を締結している団体に加入している事業者。	
提出書類	必要（兵庫県との協定書の写し（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。））
確認方法 提出のあった書類により確認	
関係する連絡先	－
6 協定等に基づく要請による出動	
点数	10～30 点
要件 災害発生時に、4 に基づく要請を受けて出動したこと。（待機のみであった場合も含む。）	

提出書類	不要
確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。	
関係する連絡先	都市安全部危機管理室総合防災課
7 若年技術職員の人数	
点数	5 点
要件 若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計額の 15 % 以上の場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき	
提出書類	不要
確認方法 市において経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により確認	
関係する連絡先	—
8 1 年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の割合	
点数	5 点
要件 1 年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の 1 % 以上の場合であって経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において確認できるとき	
提出書類	不要
確認方法 市において経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により確認	
関係する連絡先	—
9 その他・地域貢献 (1) 防災訓練参加事業者	
点数	2.5 点
要件 市の総合防災訓練に会社として参加したと、本市の総合防災課が認定した事業者	
提出書類	不要
確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。	
関係する連絡先	都市安全部危機管理室総合防災課
9 その他・地域貢献 (2) 消防サポート隊協力事業所又は消防団員を雇用	
点数	2.5 点
要件	

消防サポート隊協力事業所又は消防団員（宝塚市民に限る）を雇用している事業者	
提出書類	不要
確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。	
関係する連絡先	消防本部総務課
9 その他・地域貢献 （3）「環境都市宝塚推進市民会議」に加入	
点数	2. 5 点
要件 「環境都市宝塚推進市民会議」に加入していると環境政策課が認めた事業者	
提出書類	不要
確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。	
関係する連絡先	環境部環境室環境政策課
9 その他・地域貢献 （4）市の環境教育や市の環境学習イベント等への参画	
点数	2. 5 点
要件 市の環境教育や環境学習イベント等へ参画したと環境政策課が認めた事業者	
提出書類	不要
確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。	
関係する連絡先	環境部環境室環境政策課
9 その他・地域貢献 （5）兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結	
点数	2. 5 点
要件 兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結事業者	
提出書類	必要（兵庫県との協定書の写し（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。））
確認方法 提出のあった書類により確認	
関係する連絡先	－
9 その他・地域貢献 （6）兵庫県子育て応援協定締結	
点数	2. 5 点
要件 兵庫県子育て応援協定締結事業者	

提出書類	必要（兵庫県との協定書の写し（協定が団体の場合は、当該団体に加入していることが確認できる書類を含む。））
確認方法 提出のあった書類により確認	
関係する連絡先	－
9 その他・地域貢献 （7）神戸保護観察所に協力雇用主として登録	
点数	2. 5点
要件 神戸保護観察所に協力雇用主として登録している事業者	
提出書類	必要（協力雇用主であることが確認できる書類の写し（様式第2号））
確認方法 提出のあった書類により確認	
関係する連絡先	－
9 その他・地域貢献 （8）保護観察対象者等を雇用	
点数	2. 5点
要件 神戸保護観察所に協力雇用主として登録した上で、保護観察対象者等を雇用している事業者	
提出書類	必要（保護観察対象者等を雇用していることが確認できる書類の写し（様式第3号））
確認方法 提出のあった書類により確認	
関係する連絡先	－
10 指名停止	
点数	－10点
要件 市から6か月以上の指名停止措置を受けたこと。	
提出書類	不要
確認方法 市において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。	
関係する連絡先	－

この面は白紙です

(様式第2号) 宝塚市

商号又は名称（必ず記入してください）

協力雇用主の登録に関する証明書

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 様

申請者

所在地

商号又は名称

代表者

当社（私）が、神戸保護観察所に協力雇用主として登録していることを証明願います。

以上

申請者について、神戸保護観察所は以下のことについて証明します。

- ・申請者が神戸保護観察所に協力雇用主として登録していること

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 印

この面は白紙です

(様式第 3 号) 宝塚市

商号又は名称 (必ず記入してください)

保護観察対象者等雇用に関する証明書

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 様

申請者
所在地
商号又は名称
代表者

当社（私）が下記の期間に保護観察対象者等を雇用したことを証明願います。

記

雇用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

注：「保護観察対象者等」とは、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 48 条に定める保護観察対象者、同法第 85 条に定める更生緊急保護の対象者又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項に定める保護観察に付された者並びにそれぞれの対象者でなくなった日から 1 年を経過しない者をいう。

添付書類：上記期間における雇用を証明する資料（雇用者の所得税源泉徴収簿の写し等）

上記のとおり申請者が、上記の期間、保護観察対象者等を雇用したことに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 印

この面は白紙です

別紙見本P1

00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____ 印

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	許可年月日
許可番号	項番 01	国土交通大臣許可（般特）第 5 10 号 平成 11 年 13 月 15 日
申請の区分	02	（ 1.新 規 4.業 種 追 加 7.般・特 新 規 + 更 新 2.許可 換 え 新 規 5.更 新 8.業 種 追 加 + 更 新 3.般・特 新 規 6.般・特 新 規 + 業 種 追 加 9.般・特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新 ） 許可の有効 期間の調整 4 （ 1. す る 2. し な い ）
申請年月日	03 平成 03 年 03 月 03 日	

許可を受けようとする建設業	04	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	（ 1. 一般 2. 特定 ）
申請時において既に許可を受けている建設業	05		
商号又は名称のフリガナ	06		
商号又は名称	07		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08		
代表者又は個人の氏名	09		支配人の氏名 _____
主たる営業所の所在地コード	10	都道府県名 _____ 市区町村名 _____	
主たる営業所の所在地	11		
郵便番号	12		
ファックス番号			
資本金額又は出資総額	13	（千円）	法人又は個人の別 12 （ 1. 法人 2. 個人 ）
兼業の有無	14	（ 1. 有 2. 無 ）	建設業以外に行っている営業の種類 _____
経営業務の管理責任者の氏名			

許可換えの区分	15	（ 1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可 ）
旧許可番号	16	大臣コード 知事 国土交通大臣許可（般特）第 5 10 号 平成 11 年 13 月 15 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

ファックス番号 _____

別紙見本P2

別紙二（２）

（用紙Ａ４）

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主 業た る所				
従 た る 営 業 所				

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

別紙見本P3

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分

この面は白紙です